

## 防災拠点施設（新庁舎）の貸し出しについて

### (1) 貸し出し時間・期間

8時30分から22時まで

4月1日から3月31日まで（令和4年度は9月26日から使用可能）

但し、12月29日から1月3日までは使用できません。

※梅雨期や町行事で使用できない場合があります。

### (2) 貸し出しを行う場所及び使用できる主な内容

(平日8:30~17:15)

場所	使用できる内容
1階 多目的スペース	展覧会(町民ギャラリー)・啓発活動・講演会
2階 会議室 201	会議・研修
2階 会議室 202	会議・研修
2階 会議室 203	会議・研修
4階 展望スペース	展覧会(町民ギャラリー)

(平日17:15~22:00 / 土日祝8:30~22:00)

場所	使用できる内容
1階 多目的スペース	展覧会(町民ギャラリー)・啓発活動・講演会・サークル活動
2階 会議室 201	会議・研修・サークル活動
2階 会議室 202	会議・研修・サークル活動
2階 会議室 203	会議・研修・サークル活動
4階 展望スペース	展覧会(町民ギャラリー)・啓発活動・講演会・サークル活動

### (3) 使用できる団体について

- 防災・防犯に関する活動を行う町内団体
- 団体登録を行っている町内団体
- 町内の事業所
- 町や教育委員会が後援する事業を行う町内の団体

### (4) 利用の制限について

**○災害対策（警戒）本部を設置した場合、全ての部屋の使用を中止させていただきます**

- 事業所や団体等が、営利目的に行う活動には使えません。
- 2階会議室は、楽器演奏や音楽を流す活動には使えません。
- 1階及び4階は、楽器を演奏する活動には使えません。音楽を流す活動の場合、音量の制限をさせていただきます。

○室内を走り回るような活動には使えませんが、柔軟体操やストレッチなどは可能です。

※申請内容等に虚偽があった場合や利用状況がよくない場合は今後の利用ができなくなる場合がありますのでご注意ください。

#### (5) 使用料金について

場所	広さ	使用料	空調使用料
1階 多目的スペース	116.86 m <sup>2</sup>	300 円	300 円
2階 会議室 201	80.68 m <sup>2</sup>	200 円	200 円
2階 会議室 202	23.56 m <sup>2</sup>	100 円	100 円
2階 会議室 203	17.82 m <sup>2</sup>	100 円	100 円
4階 展望スペース	150.81 m <sup>2</sup>	400 円	300 円
展示パネルの使用	1日あたり1枚100円(最大6枚まで)		

※料金については、全て1時間あたりの金額です。

※空調については、事前申請により使用できます。事前申請せずに使用した場合は使用料が発生します。

#### (6) 減免措置について ※①～④については事前の団体登録が必要です。

- ①団体構成員の過半数が中学生以下の児童・生徒の団体（保護者の会議も含む）【免除】
- ②団体構成員の過半数が65歳以上の団体【1/2減額】
- ③団体構成員の過半数が障害手帳を持っている団体（家族等の会議も含む）【1/2減額】
- ④ひとり親世帯が組織する団体【1/2減額】
- ⑤自主防災組織が行う研修や訓練等【免除】

※ただし空調使用料は正規の金額をいただきます。

#### (7) 受付窓口等について

○受付窓口については、教育委員会事務局生涯学習係で行ないます。

※長期申請及び広川町施設予約システムでの申請はできません。

○使用日の前月の平日初日に受付開始、イベント等は、2カ月前から予約できます。

#### (8) 展覧会（町民ギャラリー）としての使用について

○破損や紛失などについては、一切責任を負えません。

○急な災害警戒等の場合は、町で一時的にパネルを撤去することになります。

○多目的・展望スペースの部屋の使用料は必要ありませんが、展示パネルを使用する場合は展示パネルの使用料が必要になります。

#### 【各部屋の人員の目安・備品等】

○各団体にてイス・テーブルを使用された後は片付けを行ってください。

○使用人員は、広さから割り出したものです。あくまでも目安として考えてください。

場所	イス	テーブル	使用人員の目安
1階 多目的スペース	52脚	30台	～55人
2階 会議室 201	26脚	16台	～30人
2階 会議室 202	10脚	10台	～10人
2階 会議室 203	10脚	10台	～10人
4階 展望スペース	※	※	～75人

※展望スペースでイス・テーブルの利用を希望される場合は申請の際にご相談ください。